

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：保健医療局

機関名称	東京都薬事審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	医薬品医療機器等法第3条、東京都薬事審議会条例
設置年月日	昭和36年3月31日
機関の目的 ・所掌内容	知事の諮問を受け、薬事に関する重要事項を調査審議する。
委員数	21名 (うち、女性委員数7名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_anzen/shingikai/index.html
問い合わせ先	保健医療局健康安全部薬務課 電話番号： 03-5320-4511